

プロダクトデザイナー・各分野の専門家による

製品企画・開発の伴走型支援

参加企業 募集要領

令和5年6月

一般財団法人さっぽろ産業振興財団
食・ものづくり産業振興部

1. 事業の目的

本事業では、売れる製品を生み出すために製品企画・開発や既存品のリニューアルを目指す意欲ある中小企業に対して、必要な専門家（デザイン、マーケティング、セールス、経営戦略等の専門家）と、それらを統括する製品開発プロデューサー（デザイナー）を派遣して、マーケティング、製品企画、製品デザイン、デザインコンセプト、設計、試作まで幅広く支援を行います。そうした支援を通じて、さっぽろ連携中枢都市圏を構成する市町村^(※)の区域（以下、「圏域」という）内の製造業の競争力及び成長性を高め、圏域経済の活性化に寄与することを目的としています。

※ さっぽろ連携中枢都市圏を構成する市町村とは

札幌市・小樽市・岩見沢市・江別市・千歳市・恵庭市・北広島市・石狩市・当別町・
新篠津村・南幌町・長沼町の12市町村

2. 事業内容

① 支援内容について

初めに、一般財団法人さっぽろ産業振興財団（以下「財団」という）が主催するマーケティングを重視した製品開発の過程を学ぶ製品開発ワークショップを受講頂きます。

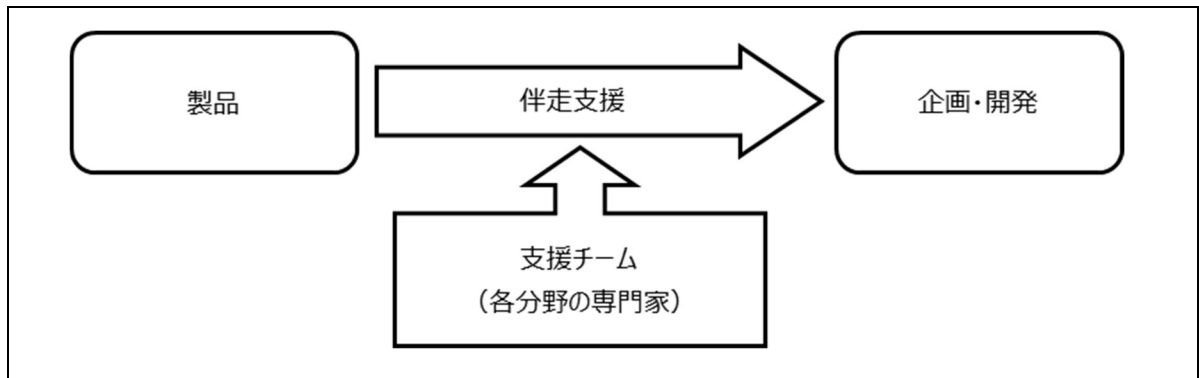
次に、受講企業の中から専門家による伴走型支援の申請があった企業に対して、製品開発プロデューサーが個別にヒアリングをしたうえで、支援企業を決定します。

支援体制では、ヒアリングの内容に応じて選定されたマーケティング、セールス、ブランディング、デザイン、知的財産等の各分野の専門家と、製品開発プロデューサーが支援チームを結成して、製品企画・開発や既存品のリニューアルの取組を伴走支援します。


※ アドバイス料は無料。

ただし、テストマーケティングや試作、販売促進、支援範囲を超えるデザイン制作等にかかる経費は企業負担となります。

【支援スキーム】



② 製品開発プロデューサーの紹介

	<p>高橋尚基デザイン事務所 代表 高橋 尚基（たかはし なおき）氏</p> <p>プロダクトデザイナー/商品開発コンサルタント</p> <p>1973 年滝川市生まれ。九州芸術工科大学（現九州大学芸術工学部）卒業後、東京でのメーカー勤務を経て 2001 年北海道へ U ターン。高橋尚基デザイン事務所を設立。道内中小企業の新商品開発から広報活動の支援、地域特産品のブランディング開発などに取り組む。近年は「創造する喜びを分かち合う」を理念に中小企業の創造力育成にも力を入れている。平成 26 年より本支援事業の製品開発アドバイザー、平成 29 年より製品開発プロデューサーを務める。</p> <p>【公職】札幌市立大学 非常勤講師 北海道デザインマネジメントフォーラム（HDMF）副会長</p>
--	---

③ 伴走型支援までの流れ

STEP 1. ワークショップの申込（令和 5 年 7 月 25 日(火)必着）
「4.ワークショップの申込」に記載してあります「申込フォーム」から申込んでください。
ワークショップは 2 回開催（1 回目：7 月 27 日(木)、2 回目：8 月 3 日(木)）し、両日ご参加いただきます。

STEP 2. 伴走型支援の申請（令和 5 年 8 月 10 日(木)必着）
「5.申請手続き」に記載してあります「ア. 伴走型支援申請書（様式第 1 号）」をご提出（Eメール又は郵送）ください。
申請がありましたら、ヒアリングの実施日程（日時、場所等）をご連絡します。

STEP 3. 申請企業へのヒアリング（令和 5 年 8 月下旬までに実施）
製品開発プロデューサーが申請企業を訪問してヒアリングを実施します。



STEP 4. 支援企業の決定 (令和5年9月上旬)

ご提出いただいた申請書とヒアリングをもとに、支援チームの派遣の適否について審査を行い、支援企業を決定します。支援企業の件数は2件程度を予定しております。



STEP 5. 支援チームの派遣 (令和5年9月～令和6年3月)

支援チームを派遣し、製品開発等の企業の取組を伴走型支援します。

- ※ 支援チームの派遣回数は**最大で8回程度**を予定しています。
- ※ 本事業で行う支援内容は、あくまで企業が取組む課題や方向性などに対する助言です。支援チームの派遣を通じて、自社の強みや考え方など新たな気づきを発見するきっかけをつくり、企業自らが考え、そして実行に移していくことを促していきます。
- ※ デザイン制作、テストマーケティング、試作、販売促進費等の経費は別途企業負担となります。上記の業務を支援チームに依頼する場合は、個別にご契約いただくこととなりますので、適宜ご相談ください。なお、本事業は支援チームとの個別契約を義務付けるものではありません。
- ※ 初回訪問までに、「5.申請手続き」に記載してあります「イ～ウ」をご準備・ご提出ください。

※ プロダクトデザイナー派遣事業において実施する「伴走型支援」の申請には、ワークショップの受講を必須としておりますが、伴走型支援の採択件数が2件未満の場合は、お悩み相談を受け、かつ、ワークショップ受講企業と同等のレベルに達していると財団が判断した企業については、伴走型支援の申請を可能とし、別途審査を実施します。

【伴走型支援の募集要領について】

ホームページ ⇒ <https://sec.or.jp/hanro-kakudai/topics/fields/monozukuri/4144/>

【ワークショップの募集要領について】

ホームページ ⇒ <https://seminar.sapporosansin.jp/>

3. 支援の対象者

- ✓ 具体的な商品アイデア、構想又は試作品を有すること
- ✓ 原則、製造部門を自社内に有すること。ただし、製造を外部に委託する場合には、事業を確実に遂行できる受託者が決定していれば可とする。
- ✓ 完成した製品の新たな市場参入等の成長意欲を有すること

上記のほか、下記の要件を全て満たす方が対象となります。

(1) 製造業等を営む中小企業者で、下記の分野における製品開発に取り組むもの

- ①食関連分野 ②環境関連分野 ③健康・福祉関連分野 ④製造関連分野
⑤バイオ関連分野 ⑥IT 関連分野

(2) 圏域内に本社を有していること

(3) 圏域内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること

(4) 市町村税を滞納していないこと

(5) 暴力団関係者が関わっていないこと

(6) 地方自治法施行令第167条の4の規定による、札幌市における一般競争入札等の参加制限を受けていないこと

(7) ・発行済株式総数又は出資金額の過半数を、同一の大企業（中小企業者以外の企業）が所有、又は出資していないこと

・発行済株式総数又は出資金額の2/3以上を、（複数の）大企業が所有、又は出資していないこと

・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の過半数を占めていないこと

～ このような悩み、課題をお持ちの企業さまのご相談をお待ちしております ～

- 新商品を開発・既存製品をリニューアルしたいけれど、どうすればよいか？
- 新しいアイデアを生み出すにはどうしたらよいか？
- 自社で企画して製品を作り、販売してみたいけどどのように進めたらよいか？
- 社員に商品を生み出す楽しさを分かってもらいたいが、どうすればよいか？

4. ワークショップの申込

申込フォームは、財団のホームページにありますので、こちらから申込できます。

ホームページ ⇒ <https://seminar.sapporosansin.jp/>

5. 申請手続き

伴走型支援申請書は、財団のHPからダウンロードできます。

ア. 伴走型支援申請書（様式第1号） ※パンフレットなどがあれば添付してください

イ. 企業・団体の登記簿謄本（履歴事項全部証明）

ウ. 直近3期分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、販売管理費内訳、原価報告書及び利益処分案）の写し

エ. 納税状況申出書

※ イ～エは、支援決定後に別途提出していただきます

6. 注意事項

- (1) 申請書及び添付書類は返却しませんのでご了承ください。
- (2) 提出された申請書類や事業報告書等は札幌市情報公開条例に基づく「公文書」となり、原則として情報公開請求の対象となります。
- (3) 提出された申請書類を財団で総合的に審査し、支援チームの派遣の適否を判断しますので、不採択となる場合もあります。
- (4) この事業は企業の相談内容に応じて、支援チームが助言を行うものです。事業実施にかかるデザイン制作、テストマーケティング、試作、販売促進費等の経費は別途企業負担となります。
- (5) 支援チームの助言の方法、内容については、財団及び札幌市は一切関与しませんので、事前に専門家等と十分相談のうえ、実施してください。また、本事業の適切な遂行を確保するため、支援チームの派遣日に財団職員が同行できるものとし、当該支援を受ける中小企業者及び専門家等はこれを拒むことはできません。
- (6) 事業の成果については、派遣を受けた中小企業者等に帰属します。
- (7) 製品開発プロデューサー及び専門家は、当該事業で知り得た秘密を、派遣を受けた中小企業者等の許可なく漏らしてはならないとこととしていますが、事業実施にあたっては、製品開発プロデューサー及び専門家との間で秘密保持契約の締結等の必要な措置を講じてください。
- (8) 採択案件の内容は、原則として一般に公表します。また、支援対象企業に対しては、今後、本事業の成果による売上を報告していただく（事業終了後5年間）ほか、財団及び札幌市が行う成果普及等の事業に対して協力していただく場合があります。

7. お申し込み・お問い合わせ先

一般財団法人さっぽろ産業振興財団

食・ものづくり産業振興部 ものづくり産業振興課

〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1番1号 札幌市産業振興センター

TEL：011-817-7890 担当：佐藤・牧原

Eメール：mono_kikaku@sec.or.jp

<https://sec.or.jp/hanro-kakudai/topics/fields/monozukuri/4144/>